

## 第7期(平成30～32年度)の所得段階区分と保険料<65歳以上の方>

介護保険料については、前第6期計画期間から9段階に変更され、第5段階が基準額となります。本市においては、国が示す9段階を基本とし、低所得者に配慮した介護保険料を設定しています。

段階	段階区分の要件	介護保険料	第6期保険料との増減
1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 6,460円 保険料率 0.45 保険料(月額) 2,907円 保険料(年額) 34,884円	297円(月額) 3,564円(年額)
2段階	○世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	6,460円 × 0.70 保険料(月額) 4,522円 保険料(年額) 54,264円	462円(月額) 5,544円(年額)
3段階	○世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	6,460円 × 0.72 保険料(月額) 4,651円 保険料(年額) 55,812円	475円(月額) 5,700円(年額)
4段階	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	6,460円 × 0.90 保険料(月額) 5,814円 保険料(年額) 69,768円	594円(月額) 7,128円(年額)
5段階	○世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	6,460円 × 1.00 保険料(月額) 6,460円 保険料(年額) 77,520円	660円(月額) 7,920円(年額)
6段階	○本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	6,460円 × 1.20 保険料(月額) 7,752円 保険料(年額) 93,024円	792円(月額) 9,504円(年額)
7段階	○本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	6,460円 × 1.30 保険料(月額) 8,398円 保険料(年額) 100,776円	858円(月額) 10,296円(年額)
8段階	○本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	6,460円 × 1.50 保険料(月額) 9,690円 保険料(年額) 116,280円	990円(月額) 11,880円(年額)
9段階	○本人が市民税課税者で、合計所得金額が300万円以上の方	6,460円 × 1.70 保険料(月額) 10,982円 保険料(年額) 131,784円	1,122円(月額) 13,464円(年額)

# 北秋田市高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

## がスタート!

《お問い合わせ》  
高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

介護保険制度は平成12年に始まり、3年に1回の見直しが行われます。  
今年4月からは、介護保険料の変更や事業所の追加整備を盛り込んだ第7期の計画が始まりました。  
市民の皆さんのご理解をお願いします。

### 第7期介護給付費(3年間)の見込額は169億円

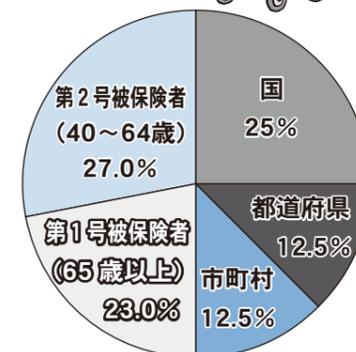
第7期(平成30～32年度)介護給付費等の見込額は、第6期(平成27～29年度)の実績を基に、北秋田市の高齢者人口の推移、認定者数やサービス利用者数・利用料の推計をしたもの(自然増分)、施設の整備によって利用増が見込まれるもの(施設増分)を予測して試算しており、その額は約169億円になっています。



### 介護保険料の算出方法

介護保険は、皆さんからいただく「介護保険料」を財源としており、その介護保険料は3年間の介護給付費等の見込額と介護保険制度で定められた負担割合(表1)によって算出しています。

第1号被保険者の負担割合は、制度の改正により第6期の22パーセントから23パーセントになっており、負担割合の変更やサービス量の増加により、第7期では、その分第1号被保険者の保険料が高くなりますが、できるだけ低く抑えるため、軽減策を盛り込んでいます。



### 基金から3億9400万円を保険料に繰り入れ負担を軽減

市ではこれまでの事業の余剰金を介護保険財政調整基金に積み立てしており、平成30年3月末での積み立て額は、約4億3200万円を見込んでいます。第7期計画では、このうちの約3億9400万円を繰り入れして保険料月額基準額の上昇を抑えるほか、第1段階から第3段階の割合を国の基準より引き下げ、低所得者層の保険料軽減を図ります。



### その他の制度改正による変更点

☆サービス利用料が変更になります  
介護報酬改定に伴い一部のサービス利用料が変更となります。詳しくは、利用されているサービス事業所にお問い合わせください。また、所得が多い一部の方は、8月からサービス利用料の自己負担割合が3割になります。

### サービス事業所の整備方針

第7期計画では、地域密着型特定施設を1施設(定員29人)新たに整備し、待機者の解消を図ります。また、認知症対応型通所介護事業所の定員を14人増やす予定です。

### 保険料等の改正についての説明会

保険料等の改正について、各団体や自治会などから要望があれば説明に伺いますので、お気軽にお申し込みください。

《申込先》  
高齢福祉課介護保険係  
☎62-1112

